

※【6月5日（金）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限（静岡県作成）より抜粋

2 本県を訪問される皆様へ

（帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

- ・（1）の地域の方から、本県への訪問の照会があった場合には、訪問が、本当に今必要のものであるか、先方と改めて御検討ください。
- ・また、移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底にも配慮してください。

（1）北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県の皆様には、本県への訪問の「自粛」をお願いします。

（2）（1）に掲げた都道府県及び山梨県を除くその他の県の皆様には、慎重な行動をお願いします。

（3）県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が集まる場所に行かない、作らないなど、**感染予防対策の徹底**をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

<静岡県新型コロナウイルス感染症対策>

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点

時期	前回 (5/29~6/4)	今回 (6/5~11)	
レベル	警戒レベル3 (県内は注意、県外は警戒)	警戒レベル3 (県内は注意、県外は警戒)	
県内移動に関する行動制限	3密を避けるなど「新しい生活様式」を徹底	3密を避けるなど「新しい生活様式」を徹底	
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	【~5/31】 ＜本県を出発＞		
	回避		全都道府県 (山梨県を除く)
	訪問可		山梨県
	＜本県を訪問＞		
	自粛を要請		全都道府県 (山梨県を除く)
	自粛を要請しない		山梨県
	【6/1~】 ＜本県を出発＞		＜本県を出発＞
	回避		北海道、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、福岡県 (6都道県)
	慎重に行動		その他の府県
	訪問可		山梨県
＜本県を訪問＞	＜本県を訪問＞		
回避	北海道、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、石川県、 愛媛県、福岡県 (8都道県)		
慎重に行動	その他の府県		
訪問可	山梨県		
＜本県を訪問＞	＜本県を訪問＞		
自粛を要請	北海道、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、福岡県 (6都道県)		
慎重な行動を要請	その他の府県		
自粛を要請しない	山梨県		